

Ⅲ 疲労回復支援施設・職場生活支援施設の整備

洗身施設 多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合、シャワー室等の洗身施設を整備しましょう。

■作業終了時に汗を流すことができる、シャワー等を備えたリフレッシュカーを配備した。



その他、

- 休憩室等:疲労、ストレスを癒せるよう、臥床できる設備を整えた休憩室を確保しましょう。
- 相談日の設定等:職場での疲労、ストレス等に関し、相談に応じられる体制を作りましょう。
- 運動施設等:疲労を回復できるリフレッシュのための設備を整備しましょう。
- 洗面所・更衣室等:清潔で使いやすくしましょう。
- 給湯設備等:いつでも自由に利用できるようにしましょう。

特に次の事項に考慮しましょう

- 林業は屋外作業のため、夏季や冬季の厳しい気候条件の下での作業、急峻な地形での作業、足場の悪い箇所での作業があるため、作業環境、作業方法などの改善を進め、実行可能な対策を幅広く検討しましょう。
- 「作業環境」、「作業方法」の改善が難しい場合は、サポートシステムを充実させることから始めましょう。
休憩室に腰が伸ばせるスペースを設けるなど、疲労回復が効果的に行える施設を充実させる。
休憩室を設置することが困難な場合は、リフレッシュカーを導入する。

快適職場推進計画の認定を受けましょう

- 事業者が快適な職場づくりをめざして快適職場推進計画を作成し、それを都道府県労働基準局長に提出した場合は、その計画を認定する制度があります。この認定を受けると、快適職場形成融資を受ける道が開けると同時に、中小企業安全衛生活動促進事業の認定集団に属している事業場は経費助成を受けられます。

快適職場の形成に関してのご相談は下記へどうぞ

■中央快適職場推進センター(中央労働災害防止協会) TEL.03-3452-6841

■都道府県快適職場推進センター(都道府県労働基準協会連合会内)